

流山市省エネ家電製品買替促進補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴うエネルギー価格等の物価高騰の影響を受け、その費用負担を軽減するために省エネ性能の高い省エネ家電製品に買い替える市民（市の住民基本台帳に記録されている者をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、省エネ家電製品への買替を促進し、二酸化炭素排出量の削減による地球温暖化の防止に寄与するとともに、電気料金の負担軽減による生活者支援を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「省エネ家電製品」とは、新品（未使用であり、かつ、消費者により購入されたことがないものをいう。）の冷蔵庫又はエアコンであつて、これらに係る日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が、冷蔵庫にあつては100%以上、エアコンにあつては2027年度基準で87%以上又は2010年度基準で100%以上の製品であるものをいう。

(対象者、対象経費、補助金額等)

第3条 補助金の対象者、対象家電製品及び台数上限、対象経費並びに補助金額は、世帯の区分に応じ、別表に定めるとおりとする。

(申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、流山市省エネ家電製品買替促進補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 買替前のエアコン又は冷蔵庫が設置されている状況が確認できる写真及び当該エアコン又は冷蔵庫に貼られているメーカー、型番、製造年等が記載されているステッカーの写真
- (2) 世帯全員の住民票の写し（住民基本台帳情報について、公簿等で確認することについて同意した場合を除く。）
- (3) 市税に滞納がないことを確認できる書類（本市の市税の納付状況について、公簿等で確認することについて同意した場合を除く。）
- (4) 前各号のほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1世帯につき1度限りとする。

3 第1項の規定による申請は、令和6年2月29日までにしなければならない。

4 前項の受付期間内における補助金の交付申請の総額が補助を行う年度の予算の範囲を超えるとときは、当該予算の範囲を超える日をもって、当該年度に係る補助金の交付申請（第6条第1項の規定による補助対象となる家電製品の台数を増やす変更承認申請を含む。以下この項において同じ。）の受付を終了するものとする。この場合において、当該予算の範囲を超える日に複数の交付申請があったときは、当該交付申請を行った者について抽選を行い、当該年度の予算の範囲内において受け付ける交付申請を決定するものとする。

（交付決定）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、流山市省エネ家電製品買替促進補助金交付決定（申請却下）通知書（別記第2号様式）により申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により可の決定をした者に対し、前項の通知とともに、流山市省エネ家電製品買替促進補助金交付券（別記第3号様式。以下「補助金交付券」という。）を送付するものとする。

（変更申請及び変更の承認）

第6条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第4条第1項の規定による申請の内容に変更があったときは、流山市省エネ家電製品買替促進補助金変更承認等申請書（別記第4号様式）に変更内容が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、変更内容が公簿等で確認できる場合で、公簿等で確認することについて同意している場合はこの限りでない。

2 前項に規定する申請書を提出する場合において、前条第2項の規定により交付されている補助金交付券の券面に記載されている事項に変更があるときは、当該補助金交付券を提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更承認又は変更申請却下することを決定し、当該申請者に流山市省エネ家電製品買替促進補助金変更承認等（申請却下）決定通知書（別記第5号様式）により通知しなければならない。

4 前項の規定により変更承認する場合であって、前条第2項の規定により交付されている補助金交付券の券面に記載されている事項に変更があるときは、前項の通知とともに、変更後の補助金交付券を送付するものとする。

（購入方法）

第7条 交付決定者が第5条第2項の規定により送付された補助金交付券により対象家電製品を購

入る場合は、流山市省エネ家電製品買替促進補助金交付券の利用に関する協定書により協定を締結した店舗（以下「協定締結店舗」という。）において、補助金交付券を提出し、令和6年3月15日までに購入しなければならない。

2 前項の場合において、対象経費が補助金額の上限額を上回る場合は、その差額は交付決定者が負担し、協定締結店舗に直接支払うものとする。

（対象家電製品の設置期限）

第8条 交付決定者は、対象家電製品を購入したときは、令和6年3月22日までに設置しなければならない。

（請求）

第9条 協定締結店舗は、補助金交付券を利用して省エネ家電製品を交付決定者に販売し、当該製品を設置したときは、当該交付決定者に代わって、市長に補助金を請求するものとする。この場合において、当該店舗が補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添付して、流山市省エネエアコン協定締結店舗実績報告書兼請求書（別記第6号様式）により市長に請求しなければならない。

- （1） 補助金交付券
- （2） 販売証明書（別記第7号様式）（交付決定者1人につき1枚）
- （3） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による請求は、令和6年3月29日までにしなければならない。

（補助金の確定と交付）

第10条 市長は、前条第1項に規定する報告書兼請求書の提出を受けたときは、当該報告書兼請求書の内容を審査し、適正なものであると確認できた場合に限り、交付すべき金額を確定し、当該報告書兼請求書を提出した協定締結店舗に対して、流山市省エネ家電製品買替促進補助金交付確定通知書（別記第8号様式）により通知し、速やかに当該店舗の指定した口座への振込みにより、補助金を交付するものとする。この場合において、当該店舗に当該通知および補助金の交付がされたときは、当該交付に係る請求書に添付された別記第7号様式の別紙利用者一覧に記載された交付決定者に当該通知及び補助金の交付がされたものとみなす。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者がいるときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金（前条第2項後段の規定により交付決定者に交付されたものとみなした補助金を含む。）があるときは、そ

の者に対し期限を定めてその全部又は一部の返還を求めることができる。

- 2 市長は、協定締結店舗が、偽りその他不正な手段により第9条第2項に規定する実績報告及び請求を行い、補助金の交付確定を受けたときは、その確定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは当該店舗に対し期限を定めてその全部又は一部の返還を求めることができる。

(処分の制限)

第12条 補助金の交付を受けた者は、当該交付の対象となった省エネ家電製品を、市長の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、交換し、貸与し、廃棄し、売却し、譲渡し、移設し、又は担保等に供してはならない。ただし、当該交付の決定の日から2年を経過する日までの期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、流山市省エネ家電製品買替促進補助金財産処分承認申請書(別記第9号様式)により市長にその旨を申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、財産処分の承認の可否を決定し、流山市省エネ家電製品買替促進補助金財産処分承認(申請却下)通知書(別記第10号様式)により、申請者にその旨を通知するものとする。
- 4 前項の場合において、市長の承認を得て第1項の省エネ家電製品を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- 5 前条の規定は、第1項の規定に違反して省エネ家電製品を処分した者について準用する。

(交付決定を受けた者の協力)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、省エネ家電製品に買い替えた効果の状況に関する資料の提出その他の協力を求めることができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、同日以後に買い替えた省エネ家電製品の購入費、設置費及び撤去費について適用する。

(失効)

- 2 この規則は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

- 3 前項の規定によるこの規則の失効の際現にこの規則に基づいて交付決定を受けている補助金に係る当該交付決定及び確定の取消し並びに返還、交付対象となった省エネ家電製品の処分制限並びに協力の求めについては、この規則の失効にかかわらず、第11条から第13条までの規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和5年8月31日規則第67号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行日以前に、この規則による改正前の流山市省エネ家電製品買替促進補助金交付規則により交付された補助金交付券は、この規則による改正後の流山市省エネ家電製品買替促進補助金交付規則の規定により交付された補助金交付券とみなす。

附 則（令和6年1月11日規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年1月22日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の流山市省エネ家電製品買替促進補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前までの申請に係る補助金については、なお従来の例による。

別表（第3条関係）

対象者	申請日において、本市の住民基本台帳に記録されている世帯に属する者（配偶者その他の親族による暴力からの避難その他市長が本市の住民基本台帳に記録されていないことに特に理由があると認められる者を含む。）であって、自らが居住する市内の住宅において使用していた家電（製造年が平成26年以前であるものに限る。）を当該住宅において自らの生活の用に供するため、令和6年1月22
-----	--

	<p>日以後に省エネ家電製品に買い替える市民とする。ただし、当該者が属する世帯が、次のいずれかに該当するときはこの限りでない。</p> <p>(1) 当該世帯に属する者のいずれかが、市税を滞納しているとき。</p> <p>(2) 当該世帯に属する者のいずれかが、この補助金の交付決定を受けているとき。</p> <p>(3) 当該世帯に属する者のいずれかが、流山市暴力団排除条例（平成24年流山市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者であるとき。</p>	
対象家電製品 及び台数上限	<p>1世帯につき</p> <p>(1) エアコン 3台まで</p> <p>(2) 冷蔵庫 1台まで</p>	
対象経費	<p>対象家電製品の本体価格、設置費及び使用していた家電製品の撤去費（消費税及び地方消費税を含む。）（購入店舗において、これらの費用の割引がある場合にあっては割引後の金額とする。）ただし、本体価格、設置及び撤去に要する費用全てが同一の売買契約に含まれていない場合はこの限りでない。</p>	
補助金額	1台当たりの対象経費（税込）	補助金額
	15万円以上	45,000円
	10万円いじょう15万円未満	30,000円
	5万円以上10万円未満	15,000円

別記

第 1 号様式 (第 4 条関係)

※別紙の記載例をご確認の上、記載をお願いします。

流山市省エネ家電製品買替促進補助金交付申請書

（宛先）流山市長

本申請書の全ての内容に相違がないことに誓約の上、申請します。

1. 申請者

（フリガナ）		生年月日	現住所	裏面の同意事項の全てに同意する（※）
氏名				
		明治・大正・昭和・平成・令和	流山市	<input type="checkbox"/>
		年 月 日	電話 ()	
（署名又は記名押印） ※シャチハタ不可			※日中繋がりのしやすい電話番号	

※裏面の同意事項を読み、全ての項目に同意する場合は□にチェック☑してください。

2. 申請者が属する世帯の状況

※申請日時点で住民票に登録されている同一世帯の全ての構成員について記載してください。

	（フリガナ）		申請者との続柄（父・子等）	生年月日	裏面の同意事項①及び②に同意する（※）
	氏名				
1				明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/>
	（署名又は記名押印） ※シャチハタ不可				
2				明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/>
	（署名又は記名押印） ※シャチハタ不可				
3				明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/>
	（署名又は記名押印） ※シャチハタ不可				
4				明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/>
	（署名又は記名押印） ※シャチハタ不可				
5				明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/>
	（署名又は記名押印） ※シャチハタ不可				

※裏面の同意事項①及び②を読み、同意する場合は□にチェック☑してください。

チェックをしない場合は、住民票の写し、市税を滞納していないことを証明する書類を添付してください。

3. 買替前の家電製品

家電製品	メーカー	型番	製造年
冷蔵庫			
エアコン①			
エアコン②			
エアコン③			

【同意事項】 ※全ての項目を確認し、表面の同意欄の□にチェック☑してください

- ① 補助要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことに同意します。
- ② 市が公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ③ 補助金額の確定通知及び補助金の振込みを市から店舗に直接行うことに同意します。
- ④ 補助金の交付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や補助金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、補助金を返還します。
- ⑤ 買替前の家電製品は、リサイクル券を使用し、責任をもって適切に処分します。

第2号様式（第5条関係）
第2号様式（第5条関係）

流山市指令第 号
年 月 日

様

流山市長

印

流山市省エネ家電製品買替促進補助金交付決定（申請却下）
通知書

年 月 日付けで申請のあった流山市省エネ家電製品買替促進補助金の交付については、次のとおり決定したので、流山市省エネ家電製品買替促進補助金交付規則第5条の規定により通知します。

記

1 交付の可否 可 ・ 不可

交付を不可とした理由

2 交付決定額

第3号様式（第5条関係）

第3号様式（第5条関係）

流山市省エネ家電製品買替促進補助金交付券	
1台当たりの購入額（税込）	交付する金額（補助金額）
15万円以上	45,000円
10万円以上15万円未満	30,000円
5万円以上10万円未満	15,000円
有効期限	交付決定日から令和6年3月15日まで
申請台数（計）	台
エアコン	台
冷蔵庫	台
住所	
氏名	
発券課	環境政策課
流山市指令第 号	流山市長 印

※ 1台当たり最大45,000円の補助となります。

4台申請の場合は最大180,000円の補助となります。

年 月 日

（宛先）流山市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

流山市省エネ家電製品買替促進補助金変更承認等申請書

年 月 日付け流山市指令第 号で交付決定通知のあった省エネ家電製品買替促進補助金の交付申請の内容について、次のとおり変更したいので、流山市省エネ家電製品買替促進補助金交付規則第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更内容

変更前	変更後

2 変更理由

第5号様式（第6条関係）
第5号様式（第6条関係）

流山市指令第 号
年 月 日

様

流山市長

印

流山市省エネ家電製品買替促進補助金変更承認等（申請却下）決定通知書

年 月 日付け流山市指令第 号で決定した省エネ家電製品買替促進補助金の交付について、下記のとおり通知します。

記

1 承認内容

変更前	変更後

2 申請却下

理由

第6号様式（第9条関係）
第6号様式（第9条関係）

年 月 日

(宛先) 流山市長

住 所
請求者 氏 名
電話番号

流山市省エネ家電協定締結店舗実績報告書兼請求書

流山市省エネ家電製品買替促進補助金交付規則第9条第1項及び流山市省エネ家電製品買替促進補助金交付券の利用に関する協定に基づき、別紙及び別添のとおり報告し、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 _____ 円
- 2 対象者 別紙 利用者一覧のとおり
- 3 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協						本店 支店 支所
	口座種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄					
口座番号							
フリガナ							
口座名義人							

※裏面記載の添付書類を必ず添付してご確認ください。

添付書類

- (1) 別紙利用者一覧
- (2) 流山市省エネ家電製品買替促進補助金交付券
- (3) 販売証明書 (交付決定者1人につき1枚)

別紙 利用者一覧

利用者氏名※1	住所（設置場所）	購入費用等※2	撤去日	補助金額※3	備考
	流山市	円			
	流山市	円			
	流山市	円			
	流山市	円			
	流山市	円			
	流山市	円			
	流山市	円			
	流山市	円			

※1 利用者氏名は補助金交付券の氏名を記入してください。

※2 金額は補助金交付券を利用した分を含む全額を記入してください。

※3 補助金額は 45,000 円、30,000 円、15,000 円のいずれかを記入してください。

第7号様式（第9条関係）
第7号様式（第9条関係）

販売証明書

買替先補助金交付決定者	流山市指令第	号
	住所 流山市	
	氏名	

販売商品・販売価格・取付工事日

	冷蔵庫	エアコン①	エアコン②	エアコン③
メーカー名				
機種番号				
本体購入費 (税込み)	円	円	円	円
撤去費 (税込み)	円	円	円	円
設置費 (税込み)	円	円	円	円
合計金額 (税込み)	円(A)	円(B)	円(C)	円(D)
取付工事日	令和6年 月 日	令和6年 月 日	令和6年 月 日	令和6年 月 日

合計販売価格 (A + B + C + D)	合計	円 (税込み)
販売年月日 (領収日)	令和6年	月 日

※なお、補助金交付決定者の住所が対象家電製品の取付先又は設置先住所と同一であることに相違なく、撤去した家電製品は家電リサイクル法に基づき適正に処分した。
※販売価格は割引金額(流山市省エネ家電買替促進補助金除く)を差し引いた金額である。

備考

上記のとおり販売したことを証明します。

令和6年 月 日

住 所 流山市

会 社 名

代表者名

印

第8号様式（第10条関係）
第8号様式（第10条関係）

流山市達第 号
年 月 日

様

流山市長



流山市省エネ家電製品買替促進補助金交付確定通知書

年 月 日付け流山市指令第 号で交付決定のあった流山市省エネ家電製品買替促進補助金の交付について、流山市省エネ家電製品買替促進補助金交付規則第10条第1項の規定により、次のとおり確定したので通知します。

記

1 補助金交付確定額 円

年 月 日

（宛先）流山市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

流山市省エネ家電製品買替促進補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け流山市指令第 号により交付決定の対象となった財産を処分したいので、流山市省エネ家電製品買替促進補助金交付規則第12条第2項の規定により、次のとおり申請します。

記

購入した省エネ電 化製品のメーカー 及 び 型 番	
処 分 の 内 容	交 換 ・ 貸 与 ・ 廃 棄 ・ 売 却 ・ 譲 渡 ・ 移 設 ・ 担 保 ・ そ の 他 （ ）
処 分 の 理 由	
処 分 に よ る 収 入 見 込 み 額	円

流山市指令第 号
年 月 日

様

流山市長



流山市省エネ家電製品買替促進補助金財産処分承認（申請却下）
通知書

年 月 日付けで申請のあった流山市省エネ家電製品買替促進補助金財産処分承認申請について、流山市省エネ家電製品買替促進補助金交付規則第12条第3項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定区分 承認 ・ 申請却下
- 2 承認の条件（申請却下の理由）
- 3 納付額 円